九　暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品であって、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（第三条第十九号ハ（二）2、本号ヘ、第十一号又は第十条第五号イに該当するものを除く。）

イ　対称アルゴリズムを用いたものであって対称鍵の長さが五六ビットを超えるもの又は非対称アルゴリズム（アルゴリズムの安全性が次の（一）から（六）までのいずれかに該当する困難性に基づくものに限る。以下この号において同じ。）を用いたものであって、データの機密性確保のための暗号機能を有するように設計し、又は改造したもの（当該暗号機能を使用することができるもの（当該暗号機能が有効化されているものを含む。）又は安全な仕組みの暗号機能有効化の手段を用いないで暗号機能を有効化できるものに限る。）のうち、次の（七）から（十）までのいずれかに該当するもの（十一）から（二十）までに該当するものを除く。）

（一）　五一二ビットを超える整数の素因数分解

（二）　有限体上の乗法群における五一二ビットを超える離散対数の計算

（三）　（二）に規定するもの以外の群における一一二ビットを超える離散対数の計算

（四）　格子に関連する最短ベクトル又は最近接ベクトル問題

（五）　超特異楕円曲線間の同種写像の探索

（六）　ランダムな符号の復号

（七）　［略］

（八）　デジタル通信装置、有線若しくは無線回線網による電気通信回線を構築、管理若しくは運用するための装置又はこれらの部分品（（七）に該当するものを除く。）

（九）　電子計算機若しくは情報の記録及び保存若しくは処理を主たる機能として有するもの又はこれらの部分品（（七）又は（八）に該当するものを除く。）

（十）　次の1及び2に該当するもの（（七）から（九）までに該当するものを除く。）

1・2　［略］

（十一）　暗号機能を有するスマートカード若しくはそのリーダライタであって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品

1　スマートカードであって、次のいずれかに該当するもの

一　次のいずれかに該当するものに限定されて使用するものであって、他の用途のためにプログラムの書き換えを行うことができないもの

イ　（七）から（十）までのいずれかにも該当しないもの

ロ　対称アルゴリズムを用いたものであって対称鍵の長さが五六ビットを超えるもの又は非対称アルゴリズムを用いたものであって、データの機密性確保のための暗号機能を有するように設計したもの以外のもの

ハ　（十二）から（十六）までに該当するもの

二　個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（認証及び金銭債権に係るものその他これらに類するものを含む。）を含む。）をいう。（十一）において同じ。）又は団体情報（法人その他の団体の情報

九　暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品であって、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（第三条第十九号ハ（二）2、本号ヘ、第十一号又は第十条第五号イに該当するものを除く。）

イ　対称アルゴリズムを用いたものであって対称鍵の長さが五六ビットを超えるもの又はこれと同等の非対称アルゴリズムを用いたものであって、データの機密性確保のための暗号機能を有するように設計し、又は改造したもの（当該暗号機能を使用することができるもの（当該暗号機能が有効化されているものを含む。）又は安全な仕組みの暗号機能有効化の手段を用いないで暗号機能を有効化できるものに限る。）のうち、次の（一）から（四）までのいずれかに該当するもの（（五）から（十三）までに該当するものを除く。）

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

（一）　［略］

（二）　デジタル通信装置、有線若しくは無線回線網による電気通信回線を構築、管理若しくは運用するための装置又はこれらの部分品（（一）に該当するものを除く。）

（三）　電子計算機若しくは情報の記録及び保存若しくは処理を主たる機能として有するもの又はこれらの部分品（（一）又は（二）に該当するものを除く。）

（四）　次の1及び2に該当するもの（（一）から（三）までに該当するものを除く。）

1・2　［略］

（五）　暗号機能を有するスマートカード若しくはそのリーダライタであって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品

1　スマートカードであって、次のいずれかに該当するもの

一　次のいずれかに該当するものに限定されて使用するものであって、他の用途のためにプログラムの書き換えを行うことができないもの

イ　（一）から（四）までのいずれかにも該当しないもの

ロ　対称アルゴリズムを用いたものであって対称鍵の長さが五六ビットを超えるもの又はこれと同等の非対称アルゴリズムを用いたものであって、データの機密性確保のための暗号機能を有するように設計したもの以外のもの

ハ　（六）から（十）までに該当するもの

二　個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（認証及び金銭債権に係るものその他これらに類するものを含む。）を含む。）をいう。（五）において同じ。）又は団体情報（法人その他の団体の情報で